

ロ 当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅の建設又は購入のための資金の貸付けの業務（以下この条において「住宅資金の貸付けの業務」という。）については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて経理していること。

二 当該法人に出資する事業主及び当該法人に出資する事業主団体の総数又は当該法人に出資する事業主若しくは当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主に雇用される勤労者の総数の合計数が相当程度以上である法人であつて、次に掲げる要件を満たすものとして厚生労働大臣が指定するもの

イ 主として住宅資金の貸付けの業務を行う法人であつて、毎会計年度において、当該会計年度の前会計年度における当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額の当該前会計年度における住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額に

合計額の当該前会計年度における分譲に係る住宅の譲渡価額の総額、住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額及び貸付けに係る住宅の建設又は購入のための資金の額の総額の合計額に占める割合が、百分の五十以上であること。

ロ 当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅の分譲の業務、当該勤労者に対する住宅の建設又は購入のための資金の貸付けの業務（以下この条において「住宅資金の貸付けの業務」という。）及び法第十条の三第一項第二号に規定する住宅の貸付けの業務（以下この条において「住宅の貸付けの業務」という。）については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて経理していること。

二 当該法人に出資する事業主及び当該法人に出資する事業主団体の総数又は当該法人に出資する事業主若しくは当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主に雇用される勤労者の総数の合計数が相当程度以上である法人であつて、次に掲げる要件を満たすものとして厚生労働大臣が指定するもの

イ 主として住宅の分譲の業務、住宅資金の貸付けの業務又は住宅の貸付けの業務を行う法人であつて、毎会計年度において、当該会計年度の前会計年度における当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する分譲に係る住宅の譲渡価額の総額、当該勤労者に対する住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金

占める割合が、おおむね百分の五十以上であること。

ロ イに掲げる住宅資金の貸付けの業務を、健全に運営するに足る経営基盤を有し、安定的にかつ継続して行うものであること。

ハ (略)

ニ 当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対し、転貸貸付けに係る住宅資金の貸付けを行うに当たつて第二十二條第一号に規定する措置を講ずるものであること。

(削る)

の額の総額及び法第十條の三第一項第二号に規定する住宅の建設又は購入のための資金の額の総額の合計額の当該前会計年度における分譲に係る住宅の譲渡価額の総額、住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額及び貸付けに係る住宅の建設又は購入のための資金の額の総額の合計額に占める割合が、おおむね百分の五十以上であること。

ロ イに掲げる住宅の分譲の業務、住宅資金の貸付けの業務及び住宅の貸付けの業務を、健全に運営するに足る経営基盤を有し、安定的にかつ継続して行うものであること。

ハ (略)

ニ 当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対し、分譲貸付けに係る住宅の分譲を行うに当たつて令第三十五條第一項第一号及び第十五條第二号に規定する措置を、転貸貸付けに係る住宅資金の貸付けを行うに当たつて第二十二條第一号に規定する措置を講ずるものであること。

(令第三十六條第二項の厚生労働省令で定める基準等)

第二十五條 令第三十六條第二項の厚生労働省令で定める基準は、その償還期間が三十五年以内の貸付金に係る住宅に係るものにあつては次の各号に、その償還期間が三十年以内の貸付金に係る住宅に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるものとする。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 主要構造部を耐火構造とした住宅であること。

ロ 準耐火構造の住宅（建築基準法第二条第九号の二イに掲げる基準に適合する住宅以外の住宅で、次のいずれかに該当するものをいう。次号イ(1)及び次条第一項第二号において同じ。）であること。

(1) 建築基準法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する住宅

(2) 次に掲げる耐火性能を有する構造の住宅に該当する住宅

(i) 外壁の屋外に面する部分及び軒裏を防火構造（建築基準法第二条第八号に規定する防火構造をいう。）としたものであること。

(ii) 屋根を不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造り、又はふいていること。

(iii) 天井及び壁の室内に面する部分が通常の火災時の加熱に十五分以上耐える性能を有するものであること。

(iv) その他住宅の各部分を防火上支障のない構造としたものであること。

ハ 次に掲げる基準に該当する住宅であること。

(1) 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）である壁、柱及び横架材は、木造とし、すみ柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、十二センチメートル（階数が二以上の住宅における通し柱であるすみ柱（すぎ、ひのき、ひばその他

これらと同等以上の耐久性を有するものとして機構が指定する建築材料又は直接外気に接する構造であることその他これと同等以上の耐久性を有するものとして機構が指定する構造方法によるものを除く。）にあつては、十三・五センチメートル。次号イ②及び次条第一項第三号イにおいて同じ。）以上であること。

(2) 基礎は一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地盤面からその上端までの高さは四十センチメートル以上であること。

(3) 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に二以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井の面積に対する割合は、原則として三百分の一以上とすること。

(4) 外壁の床下部分には、壁の長さ四メートル以下ごとに、有効面積三百平方センチメートル以上の換気孔を設け、床下はコンクリート、防湿フィルムその他これらに類する材料で覆うこと。

(5) その他住宅の各部分は、耐久上支障のない措置を講じたものであること。

二 次に掲げる建設時期に係る基準に適合すること。

イ 主要構造部を耐火構造とした住宅又は次に掲げる基準に該当する住宅にあつては、建設時期が、機構が資金の貸付けの申込みを受理した日の属する年の二十五年前（当該申込みを受理し

た日の属する月が一月から三月までである場合にあつては、二十六年前)の年の四月一日以後であること。

(1) 建築基準法第二条第九号の二イ(2)に掲げる基準に適合する住宅又は準耐火構造の住宅で、建築基準法施行令第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

(2) 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部を木造とする住宅にあつては、木造であるすみ柱の張り間方向及びびけた行方向の小径は、十二センチメートル以上であり、かつ、構造耐力上主要な部分であつて木造以外の構造である壁、柱及び横架材は、耐火構造であること。

(3) 前号ハ(2)から(4)までに掲げる基準に適合すること。

(4) 浴室、窓を有しない便所その他の湿気の滞留するおそれのある部分には、給気口及び排気機その他の換気上有効な換気設備を設けること。

(5) 共同住宅の用途に供する建築物内の住宅の給水、排水その他の配管設備(配電管を除く。)で各戸に共用のものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと。

(6) その他住宅の各部分は、耐久上支障のない措置を講じたものであること。

ロ イに掲げる住宅以外の住宅にあつては、建設時期が、機構が資金の貸付けの申込みを受理した日の属する年の二十年前(当該申込みを受理した日の属する月が一月から三月までである場

- 合にあつては、二十一年前）の年の四月一日以後であること。
- 三 構造耐力上主要な部分並びに給水、排水その他の配管設備及び電気設備が、安全上、衛生上及び耐久上支障のない状態であること。
- 四 地上階数三以上を有し、かつ、共同住宅の用途に供する建築物内の住宅にあつては、当該共同住宅に係る維持管理に関する規約及び修繕に関する計画が定められていること。
- 五 その他機構が定める住宅の維持管理に関する基準に適合すること。
- 六 次に掲げる住宅の構造に関する基準に適合すること。
- イ 共同住宅の用途に供する建築物内の住宅の床で他の住宅との間のものその他の遮音上有効な構造とすべきものは鉄筋コンクリート造とし、その厚さは十五センチメートル以上であること。
- ロ 屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じている屋根を除く。）又は当該屋根の直下の天井並びに外気等（外気又は外気に通じている床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。）に接する壁、天井及び床は、気候条件に応じた、熱の遮断に有効な材料を用いること等により、室内の温度の保持に有効な構造となつてゐること。
- ハ 共同住宅の用途に供する建築物内の住宅にあつては、給水、排水その他の配管設備（配電管を除く。）で各戸に共用のものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと。

(削る)

ニ 共同住宅以外の住宅の給水、排水その他の配管設備（配電管を除く。）のうち主要なものは、点検口等により点検できるものであること。

ホ その他機構が定める基準に適合すること。

2 建築材料又は構造方法により、前項の規定により難い部分のある住宅であつて、同項の基準に該当する住宅と同等以上の耐久性を有すると認められる住宅については、機構は、令第三十六条第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅とすることができるとができる。

第二十五条の二 令第三十六条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。

一 主要構造部を耐火構造とした住宅であること。

二 準耐火構造の住宅であること。

三 次に掲げる基準に適合すること。

イ 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材は、木造とし、すみ柱の張り間方向及びびけた行方向の小径は、十二センチメートル以上であること。

ロ 前条第一項第一号ハからホまでに掲げる基準に適合すること。

ハ イ及びロに定めるもののほか、住宅の各部分は、耐久上支障のない措置を講じたものであること。

2 建築材料又は構造方法により、前項の規定により難い部分のある

住宅であつて、同項の基準に該当する住宅と同等以上の耐久性を有すると認められる住宅については、機構は、令第三十六条第三項の厚生労働省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅とすることが出来る。

第二十五条の二の二 前二条の規定は、令第三十九条の三第二項において準用する令第三十七条第三項の厚生労働省令で定める基準及び令第三十九条の三第二項において準用する令第三十七条第四項の厚生労働省令で定める基準について準用する。

(事務代行団体の指定)

第二十五条の三 法第十四条の二第一項の事務代行団体（以下「事務代行団体」という。）の指定の基準は次のとおりとする。

一 定款等において、法第十四条の二の委託に係る事務（以下この項において「委託事務」という。）の処理を行うことができる旨の定めがあること。

二 その構成員である事業主の総数が相当程度以上であり、かつ、当該事業主のうちに中小企業の事業主（法第十四条の二第一項に規定する中小企業の事業主をいう。以下同じ。）の占める割合が三分の二以上であること。

三〇五 (略)

2 法人である事業主団体は、法第十四条の二第一項の指定を受けようとするときは、前項各号に掲げる基準に適合していることを明らかに

(削る)

(事務代行団体の指定)

第二十五条 法第十四条第一項の事務代行団体（以下「事務代行団体」という。）の指定の基準は次のとおりとする。

一 定款等において、法第十四条の委託に係る事務（以下この項において「委託事務」という。）の処理を行うことができる旨の定めがあること。

二 その構成員である事業主の総数が相当程度以上であり、かつ、当該事業主のうちに中小企業の事業主（法第十四条第一項に規定する中小企業の事業主をいう。以下同じ。）の占める割合が三分の二以上であること。

三〇五 (略)

2 法人である事業主団体は、法第十四条第一項の指定を受けようとするときは、前項各号に掲げる基準に適合していることを明らかに



した申請書に、定款又は寄附行為、登記事項証明書その他参考となるべき書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(法第十四条第一項の事務の委託の方式)

第二十五条の二 (略)

(削る)

(勤労者の同意の方法)

第二十五条の三 中小企業の事業主が、法第十四条第二項の規定により、当該中小企業の事業主が構成員となつている事務代行団体に事務を委託しようとするときは、書面により勤労者の同意を得なければならない。

(法第十四条第二項の事務の委託の方式)

第二十五条の四 中小企業の事業主が、法第十四条第二項の規定により、当該中小企業の事業主が構成員となつている事務代行団体に事務を委託するときは、当該中小企業の事業主が処理すべき事務について、その事業場ごとに一括して委託を行わなければならない。こ

かにした申請書に、定款又は寄附行為、登記事項証明書その他参考となるべき書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(法第十四条の二第一項の事務の委託の方式)

第二十五条の四 (略)

(法第十四条の二第二項の厚生労働省令で定める事務)

第二十五条の五 法第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める事務は、第十四条の四に規定する法第八条の二第三号の助成金の支給の請求に係る事務とする。

(勤労者の同意の方法)

第二十五条の六 中小企業の事業主が、法第十四条の二第二項の規定により、当該中小企業の事業主が構成員となつている事務代行団体に事務を委託しようとするときは、書面により勤労者の同意を得なければならない。

(法第十四条の二第二項の事務の委託の方式)

第二十五条の七 中小企業の事業主が、法第十四条の二第二項の規定により、当該中小企業の事業主が構成員となつている事務代行団体に事務を委託するときは、当該中小企業の事業主が処理すべき事務について、その事業場ごとに一括して委託を行わなければならない。

の場合において、当該委託に係る契約は、書面により締結しなければならぬ。

(報告)

第二十六条 厚生労働大臣は、必要と認めるときは、その都度文書により、法第十七条第二項第一号の勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしている勤労者（払込代行契約（法第六条第九項に規定する払込代行契約をいう。以下この条において同じ。）を締結している勤労者を除く。）を雇用する事業主又は法第十七条第二項第二号の払込代行契約を締結し、若しくは法第十四条の規定により委託を受けている事務代行団体に対し、同項に規定する事項について報告を求めることができる。

附則

1 (略)

2 令附則第二項の厚生労働省令で定める額は、三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）とする。

3 令附則第二項の厚生労働省令で定める数は、三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を

。この場合において、当該委託に係る契約は、書面により締結しなければならぬ。

(報告)

第二十六条 厚生労働大臣は、必要と認めるときは、その都度文書により、法第十七条第二項第一号の勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしている勤労者（払込代行契約（法第六条第九項に規定する払込代行契約をいう。以下この条において同じ。）を締結している勤労者を除く。）を雇用する事業主又は法第十七条第二項第二号の払込代行契約を締結し、若しくは法第十四条の二の規定により委託を受けている事務代行団体に対し、同項に規定する事項について報告を求めることができる。

附則

1 (略)

主たる事業とする事業主については百人」とする。

4| 令附則第七項の規定により据置期間が設けられている貸付金に係る転貸貸付けに対する第二十二條の規定の適用については、同条中「令第三十五條第一項の」とあるのは「令附則第八項の規定により読み替えて適用する令第三十五條第一項の」と、同条第一号ロ中「期間とする」とあるのは「期間とし、かつ、当該転貸貸付相当額について当該転貸貸付けに係る貸付金の据置期間に相当する期間以上の据置期間を設ける」とする。

5| 令附則第七項の規定により据置期間が設けられている貸付金に係る転貸貸付けに対する第二十三條の規定の適用については、同条中「令第三十五條第二項」とあるのは「令附則第八項の規定により読み替えて適用する令第三十五條第二項」と、「前条第一号」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えて適用する前条第一号」とする。

2| 令附則第八項の規定により据置期間が設けられている貸付金に係る転貸貸付けに対する第二十二條の規定の適用については、同条中「令第三十五條第三項の」とあるのは「令附則第十項の規定により読み替えて適用する令第三十五條第三項の」と、同条第一号ロ中「期間とする」とあるのは「期間とし、かつ、当該転貸貸付相当額について当該転貸貸付けに係る貸付金の据置期間に相当する期間以上の据置期間を設ける」とする。

3| 令附則第八項の規定により据置期間が設けられている貸付金に係る転貸貸付けに対する第二十三條の規定の適用については、同条中「令第三十五條第四項」とあるのは「令附則第十項の規定により読み替えて適用する令第三十五條第四項」と、「前条第一号」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えて適用する前条第一号」とする。